

公示番号：180341

国名：ギニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：水産管理アドバイザー業務（養殖開発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水産管理アドバイザー業務（養殖開発）
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年11月中旬から2020年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 7.00M/M、合計 7.60M/M
- (3) 業務日数：準備期間(3日) 一次現地(45日) 一次国内(2日)
二次現地(60日) 二次国内(2日) 三次現地(60日)
三次国内(2日) 第四次現地(45日) 整理期間(3日)

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。条件については10. 特記事項(1)に記載しています。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年11月6日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 42点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 14点

- ③語学力 12点
 ④その他学位、資格等 12点
 (計 100点)

類似業務	養殖開発に係る各種業務
対象国／類似地域	ギニア／全途上国
語学の種類	仏語または英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が求められることがあります。また破傷風、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ポリオ、腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎の予防接種を推奨しています。

6. 業務の背景

ギニア国は約350kmの海岸線を持ち、西アフリカ最大の大陸棚があることから漁業資源ポテンシャルに恵まれている。海面漁業の年間生産量は約20万トンであり、零細漁業の生産量が全体の約7割を占める。水産物の年間消費量は、2013年の13kg/人/年から2015年の17kg/人/年と増加していると共に、動物性タンパク源摂取量の30%以上を水産物が占めていることから水産物は国民にとって重要な動物性タンパク源となっている。直接的な漁業従事者は約6万人、間接的な雇用も含めると20-30万人となり水産セクターは同国の雇用創出にも貢献している。

しかしながら、違法漁業と特に零細漁業では資源へのオープンアクセスが問題となっており、漁獲物の小型化が進むなど資源状態の悪化が表面化してきている。また、内陸部では水産物の需要に対して供給量が不足し、さらに、流通段階では漁獲後損失・食品衛生・品質などの課題と共に水産施設の管理運営の問題が常態化している。

ギニアにおける水産セクターは、経済発展、食料安全保障、持続的な貧困削減、環境保護への貢献が期待されており、ギニア政府（以下、同政府）は水産セクターの開発計画として2016年に漁業養殖政策枠組み文書を策定した。同文書では①水産資源が持続的に管理される、②養殖が促進される、③水産資源が付加価値化されることを同セクターの目標とし、これらに関する活動が政府やドナー支援などによって進められている。

ギニア国において我が国は食料安全保障への貢献を目的に1983年から継続的に無償資金協力による水揚げ場や魚市場の整備及び機材供与や専門家派遣・本邦や第三国研修など水産分野に対する支援を行ってきた。2008年のクーデターにより協力は一時停止したものの、その後、情勢の安定化を受け、2011年に二国間経済援助を再開し、水産セクターにおいては水産行政アドバイザーを2014年4月に派遣（エボラ出血熱の蔓延により一時中断）し、ギニア水産業の現状把握と課題明確化、水産協力の効率性・持続性の向上、カウンターパート機関の能力強化が図られた。

同政府は漁業養殖政策枠組み文書に沿った水産振興を実現するため、上記水産行政アドバイザー（2014年4月～2017年10月派遣）の成果をふまえて、ギニア水産開発の政策・計画の強化を目的とし本件を要請した。特にカウンターパート機関（以下、C/P 機関）であるギニア漁業養殖海洋経済省は、氾濫原の氾濫減水期に低地・窪地に集まってくる魚を近隣の農民が収穫して利用していた方法を応用した氾濫原・粗放的

グループ養殖の高地ギニアへの普及を含む内水面養殖開発・普及を期待している。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、前任の水産行政アドバイザー（2014年4月～2017年10月派遣）の成果をふまえつつ、本業務従事者と同様に水産管理アドバイザー業務（水産開発）として派遣される業務従事者（10.（1）②参照）と協議・調整しつつ担当分野における支援を行い、C/P機関の養殖の普及実施状況の改善を通じた計画策定・実施能力の向上を図ることを目的とする。

現地業務に際しては、現地再委託による内水面養殖に関する実施状況のレビュー・内水面養殖の普及に向けた活動の試行（以下、普及パイロット活動）を想定している。

具体的業務は次のとおりとする。

（1）第一次国内準備期間（2018年11月中旬～下旬）

- ①ギニアの養殖状況・これまでの我が国のギニアや周辺国の養殖開発支援状況・JICAの養殖分野への支援方針/指針を把握の上（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）、ギニアの養殖開発の課題を分析し現地で確認すべき項目を検討して、インセプションレポート案・第一次現地業務計画書案（それぞれ和文・仏文）を作成する。
- ②インセプションレポート案・第一次現地業務計画書案をJICA農村開発部へ提出し打ち合わせを行い、コメントを反映させ最終化する。

（2）第一次現地業務期間（2018年12月上旬～1月中旬）

- ①現地業務開始時にインセプションレポート・第一次現地業務計画書をJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスおよびC/P機関に説明し、本現地業務以降の計画見直しや現地業務の留意点を確認し計画に反映する。その後の業務においてもJICAギニアフィールドオフィスと密に連絡を取りつつ実施する。
- ②C/P機関と共にギニアにおける内水面養殖の上位計画・政策・政策実施計画とドナー支援を含むそれらの実施状況・実施体制（新たに設置された養殖庁を含む）・政府計画以外の民間等による内水面養殖実施状況のレビューを行う。
- ③C/P機関と共に既存資料調査と現地調査を通じて氾濫原・粗放的グループ養殖を含む内水面養殖の普及の課題・解決策・可能性を分析する。この中では、JICAの他国養殖支援との連携等の可能性も検討する。
- ④上記の結果をふまえC/P機関が主体的に可能性のある内水面養殖の普及計画案（自立発展性のある普及実施体制案を含む）を作成するよう支援する。
- ⑤今次現地業務の結果と状況についてJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスへ報告する。

（3）第一次国内作業期間（2019年1月下旬～2月中旬）

- ①第一次現地業務計画の実施結果をまとめ、第二次現地業務計画書案を作成する。
- ②業務進捗報告書と第二次現地業務計画書案をJICA農村開発部とJICAセネガル事務所へ提出し、JICA農村開発部と打ち合わせを行い第二次現地業務計画書案へのコメントを反映させて最終化する。

(4) 第二次現地業務期間 (2019年2月下旬～4月下旬)

- ①現地業務開始時に JICA ギニアフィールドオフィスに第二次現地業務計画書を説明し現地業務の留意点を確認し計画に反映する。その後の業務においても JICA ギニアフィールドオフィスと密に連絡を取りつつ実施する。
- ②内水面養殖の普及の課題・解決策・可能性分析の結果に応じて必要な既存資料(例: ギニア粗放養殖ガイド等)の改定・作成を支援する。
- ③C/P 機関と共に可能性のある内水面養殖の普及計画案の実効性を検証する為、その養殖のポテンシャルを有する 2～3 県の普及パイロット活動サイトの選定を行う。
- ④上記で改定・作成を支援した資料も活用しつつ普及パイロット活動(例: 既存養殖方法改善・啓発方法・組織化・池造成等)の実施を支援する。
- ⑤今次現地業務の結果と状況について JICA セネガル事務所・JICA ギニアフィールドオフィスへ報告する。

(5) 第二次国内作業期間 (2019年5月上旬～10月中旬)

- ①第二次現地業務計画の実施結果をまとめ、第三次現地業務計画書案を作成する。
- ②業務進捗報告書と第三次現地業務計画書案を JICA 農村開発部と JICA セネガル事務所へ提出し、JICA 農村開発部と打ち合わせを行い第三次現地業務計画書案へコメントを反映させて最終化する。
- ③現地再委託による普及パイロット活動の実施支援状況をメール・電話等で監督する。

(6) 第三次現地業務期間 (2019年10月下旬～12月下旬)

- ①現地業務開始時に JICA ギニアフィールドオフィスに第三次現地業務計画書を説明し現地業務の留意点を確認し計画に反映する。その後の業務においても JICA ギニアフィールドオフィスと密に連絡を取りつつ実施する。
- ②C/P 機関と共に第二次現地業務で開始した内水面養殖の普及計画案の実効性を検証する為の普及パイロット活動の実施状況をレビューする。
- ③C/P 機関と共に C/P 機関・他ドナー・現地 NGO 等の内水面養殖に関係する担当者 40 人程度を対象にしたワークショップを開催し、レビュー結果について議論して普及体制の検討を含む評価分析・教訓抽出の実施を支援する。
- ④C/P 機関による評価分析・教訓抽出の結果を第一次現地業務期間で作成を支援した普及計画案と第二次現地業務期間で改定・作成を支援した資料へ反映させて、普及計画を策定することを支援する。
- ⑤C/P 機関が責任機関となる内水面養殖の本格的な普及活動の実践を支援する。
- ⑥今次現地業務の結果と状況について JICA セネガル事務所・JICA ギニアフィールドオフィスへ報告する。

(7) 第三次国内作業期間 (2020年1月上旬～3月上旬)

- ①第三次現地業務計画の実施結果をまとめ、第四次現地業務計画書案を作成する。
- ②業務進捗報告書と第四次現地業務計画書案を JICA 農村開発部と JICA セネガル事務所へ提出し、JICA 農村開発部と打ち合わせを行い第四次現地業務計画書案へコメントを反映させて最終化する。

(8) 第四次現地業務期間 (2020年3月中旬～4月下旬)

- ①現地業務開始時に JICA ギニアフィールドオフィスに第四次現地業務計画書を説明し現地業務の留意点を確認し計画に反映する。その後の業務においても JICA ギニアフィールドオフィスと密に連絡を取りつつ実施する。
- ②内水面養殖の普及計画の活動実施状況のレビューを支援する。
- ③レビュー結果をふまえて、C/P 機関と共に普及活動の改善点を分析し、普及計画改定の支援を行う。
- ④C/P 機関と共に第一次現地業務から第四次現地業務までの実施の振り返りを行い、今後 C/P 機関が計画的に活動を実施するよう助言を行う。
- ⑤これまでの業務実施結果について JICA セネガル事務所・JICA ギニアフィールドオフィスに報告する。

(9) 帰国後整理期間 (2020年5月上旬～中旬)

- ①第四次現地業務を含む全ての現地業務の実施結果をまとめ、専門家業務完了報告書を作成し、JICA 農村開発部に提出する。この報告書には、C/P 機関と共に実施した内水面養殖実施状況のレビュー結果、可能性のある内水面養殖とその普及のために改定/作成された資料、普及計画を含むようにする。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁は簡易製本とする。

(1) インセプションレポート

業務期間全体の計画を記載。提出部数等は以下の通り。

- ①和文 4 部：JICA 農村開発部 (2 部)、JICA セネガル事務所 (2 部)
- ②仏文 4 部：JICA 農村開発部 (1 部)、JICA セネガル事務所 (1 部)、C/P 機関 (2 部)
- ③電子データ 2 部：JICA 農村開発部 (1 部)、JICA セネガル事務所 (1 部)

(2) 業務計画書 1～4 (各派遣開始時)

具体的な業務計画 (案) 等を記載。提出部数等は以下の通り。

- ①和文 4 部：JICA 農村開発部 (2 部)、JICA セネガル事務所 (2 部)
- ②仏文 4 部：JICA 農村開発部 (1 部)、JICA セネガル事務所 (1 部)、C/P 機関 (2 部)
- ③電子データ 2 部：JICA 農村開発部 (1 部)、JICA セネガル事務所 (1 部)

(3) 業務進捗報告書 1～3 (各派遣終了時)

提出部数等は以下の通り。

- ①和文 4 部：JICA 農村開発部 (2 部)、JICA セネガル事務所 (2 部)
- ②仏文 4 部：JICA 農村開発部 (1 部)、JICA セネガル事務所 (1 部)、C/P 機関 (2 部)
- ③電子データ 2 部：JICA 農村開発部 (1 部)、JICA セネガル事務所 (1 部)

(4) 専門家業務完了報告書 (業務終了時)

提出部数等は以下の通り。

- ①和文 4 部：JICA 農村開発部 (2 部)、JICA セネガル事務所 (2 部)

②仏文 4 部：JICA 農村開発部（1 部）、JICA セネガル事務所（1 部）、C/P 機関（2 部）

③CD-ROM3 枚：JICA 農村開発部（2 枚）、JICA セネガル事務所（1 枚）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。第一次現地業務開始時と各現地業務終了時には JICA セネガル事務所への報告を行うこととし、航空経路は日本⇒ドバイ⇒コナクリ⇒ダカール⇒ドバイ⇒日本または日本⇒パリ⇒コナクリ⇒ダカール⇒パリ⇒日本を標準とします。

（2）一般管理費等の上限加算

ギニアに関する業務については、その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費等の基準（上限）を 10%加算します。

（3）一般業務費

本業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないギニアでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費用及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- 一般備人費（通訳）：1,500,000 円
- 車両関連費：2,625,000 円
- 消耗品費：760,000 円
- 通信・運搬費：210,000 円
- 現地再委託費：3,500,000 円

（4）現地再委託

本業務において、現地再委託による内水面養殖に関する実施状況のレビュー・可能性のある内水面養殖の普及に向けた活動支援において、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認めます。また、現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017 年 4 月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行ってください。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間を予定しておりますが、現地・国内業務期間の設定は、指定された渡航回数及び総 M/M の範囲（国内 0.60M/M、現地 7.00M/M、合計 7.60M/M）で変更提案可能です。プロポーザルにて提案して下さい。

②現地での業務体制

本業務に係る専門家構成は、以下のとおりです。

ア) 水産開発 (2019 年度派遣コンサルタントを想定)

水産開発専門家は、ギニア水産開発の政策・計画を強化する為に漁業養殖海洋経済省大臣官房の主 C/P に加え主に省内の海面漁業局と共に水産セクターのレビューと課題分析を行い、水産資源管理実施状況改善の支援を行う。加えて、我が国の水産協力案件の実施促進と持続性向上のために C/P 機関の取り組みに対し助言・指導を行う。主 C/P は養殖開発専門家の主 C/P と同人物となる為、養殖開発専門家との業務実施スケジュール調整・実施状況共有が求められる。

イ) 養殖開発 (本コンサルタント)

養殖開発専門家は、ギニア水産開発の政策・計画を強化する為に漁業養殖海洋経済省大臣官房の主 C/P に加え主に省内の内水面漁業・養殖局と共に本業務を行う。主 C/P は水産開発専門家の主 C/P と同人物となる為、水産開発専門家との業務実施のスケジュール調整・実施状況共有が求められる。

③便宜供与内容

ア) 空港送迎

第一次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第一次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第一次現地業務開始時の JICA セネガル事務所・JICA ギニアフィールドオフィス協議及び在ギニア日本国大使館表敬のみスケジュールアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供

ギニア国漁業養殖海洋経済省が執務スペース提供

(2) 参考資料

①以下の資料を PDF にて配布いたしますので、JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (lkeda.Makoto@jica.go.jp) まで連絡願います。

・ギニア共和国水産行政アドバイザー (水産開発) 専門家業務完了報告書 (平成 29 年 10 月)

・ギニア粗放養殖ガイド (2009 年 6 月)

②本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所・ギニアフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上